

## パブリックコメント(意見募集) 実施のお知らせ

町では、下記の2案に関して、広く町民の皆様からのご意見をいただくため、パブリックコメント(意見募集)を行います。

### 第2期基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)

総務企画課

町では、地方創生の取組の方向性を示す「基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(対象期間：平成27年度～令和元年度)を策定しています。

現在、前期に引き続き、第2期(対象期間：令和2年度～令和6年度)の策定を目指しています。

▽公表期間 3月2日(月)～31日(火)

▽意見募集期間 3月17日(火)～31日(火) ※郵送の場合は、3月31日必着

▽問合せ・意見提出先 総務企画課 総合計画推進係

☎92-2188 ☎92-2084 ✉sogokeikaku-2@town.kiyama.lg.jp

▽意見を提出できる方 ・町内に住所を有する方 ・町内の事業所に勤務する方 ・町内の学校に在学する方  
・町内で活動する事業者その他団体

▽公表場所 基山町役場1階情報公開コーナー及び基山町ホームページ

※情報公開コーナーは役場開庁日の午前8時30分～午後5時15分

▽意見提出方法 意見の提出様式は自由ですが、提出する方は、必ず氏名・住所・連絡先を記載してください。案及び提出様式は、基山町ホームページからダウンロードしていただくか、情報公開コーナー(役場1階)に備え付けています。郵送、FAX、メール又は持参での提出をお願いします。

※電話での受け付けはできません。

※いただいたご意見についての個別の回答や返却は行いません。

※いただいたご意見の概要と、それに対する町の考え方を、基山町ホームページ等で一定期間公表します。公表する場合は、個人情報に十分配慮します。

※本事業と直接関連のないご意見への回答は行いません。



## 農地を農地以外の用途に使用する際は「農地転用許可」が必要です

問 農業委員会事務局 ☎92-7945

農地の転用とは、農地を住宅、倉庫、車庫、資材置場、山林等の農地以外の用地として利用することです。農地を農用以外の資材置場として一時的に利用する場合も転用になり、農業委員会を経てあらかじめ県知事の許可(市街化区域については届出受理)を受けなければなりません。

許可等を受けないで転用したり、許可等の内容と異なる目的に転用する場合には、工事の中止等を命じられたり、罰せられることがあります。

## 石井行政書士事務所 (全国相続協会相続支援センター・三養基郡基山相談室)

相続・遺言・遺産分割協議書の作成

成年後見(任意後見)・農地転用許可

申請取次に関する資料作成・帰化申請等

会社設立・知的資産経営報告書作成支援

〈 ご相談・お問い合わせ先 〉

行政書士 石井 貞好

〒841-0201 ☎0942-48-5044

基山町大字小倉332番地32(高島団地北2丁目)

有料広告

# 基山っ子みらい館の貸出施設使用予約受付について

4月1日より、本町における子育て支援機能の充実を図り、総合的な子育て支援を推進するため開館する基山っ子みらい館内の施設の使用申請を3月1日より受け付けます。

館内は、町立保育所基山保育園と子育て交流広場で構成されています。そのうち、屋内遊戯室、会議室A・Bについては貸出可能施設としております。

## 1. 施設使用について

### ① 使用できる施設概要・使用料

施設区分	施設概要	使用料(1時間当たり)		冷房使用料(1時間当たり)
		町内	町外	
屋内遊戯室	179㎡	230円	460円	330円
会議室A	34㎡	50円	100円	100円
会議室B	37㎡	50円	100円	100円



### ② 使用できる日時

基山っ子みらい館の開館日の月～土曜日(※日曜日、祝日、年末年始は閉館です)  
午前9時～午後9時

## 2. 使用申請受付について

### ① 使用申請できる期間

使用する1か月前の日の属する月の初日(町外移住者は使用日の20日前)から使用する3日前までです。

### ② 使用申請受付時間

- ・使用申請受付は、基山町役場の開庁日で午前8時30分から午後5時15分まで
- ・使用申請受付場所 役場こども課(4月1日以降は、基山っ子みらい館で受付)

# 4月から病後児保育事業が始まります

4月1日より、子育てを応援するために、病後児保育事業を始めます。保護者が仕事などの都合により保育ができない場合で、病気やけがの回復期の小学校や保育園・幼稚園に行けない子どもを一時保育します。

3月1日から令和2年度の利用者事前登録を保健センターにて随時受け付けます。

## 1. 利用対象者 次のすべてに当てはまる方

- ・町内に住所がある者又は町内の小学校、保育園、幼稚園その他類似施設に通う、生後6か月から小学校3年生までの子ども
- ・病気やけがの回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間にある子ども
- ・保護者の就労や病気などにより家庭で保育を行う事が困難な子ども

## 2. 開設日時

月～金曜日(※祝日、年末年始を除く)  
午前7時15分～午後6時

## 3. 保育場所

基山町病後児保育室(保健センター北側)

## 4. 利用料

利用時間	利用料
6時間以内	1,000円
6時間を超える場合	2,000円

## 5. 利用方法

以下の手続きがすべて必要です。前日まで(空き状況によっては当日も可)にお済ませください。

### ■ 利用者事前登録

印鑑(認印可)を準備し、保健センターへお越しください。  
(必要書類の記入・提出)

### ■ 利用予約

利用前に、保健センターへ電話をしてください。  
(空き状況の確認等を行います)



### ■ 医師の受診

かかりつけ医を受診し、  
※「診療情報提供書」を発行してもらってください。  
※回復期の確認及び病状確認

### ■ 利用申請及び利用料納付

利用前までに、保健センターへ必要書類を提出し、利用料を納付してください。

